

消防第 7019 号  
令和 4 年 5 月 27 日

徳島県火薬類保安協会会長 殿

徳島県危機管理環境部消防保安課長  
( 公 印 省 略 )

火薬類取締法令の遵守の徹底について (通知)

このことについて、経済産業省産業保安グループ鉱山・火薬類監理官からの通知を受け、県内の火薬類製造事業所に別添のとおり注意喚起を行いました。

つきましては、貴会員事業所に周知され、引き続き事故防止を図られますようお願いいたします。

## 経済産業省

20220524 保局第4号  
令和4年5月24日

各都道府県・指定都市  
火薬類担当部局長 殿

経済産業省産業保安グループ鉱山・火薬類監理官

### 火薬類取締法令の遵守の徹底について

今般、火薬類の製造業者において、火薬類取締法に係る許可を受けた内容から逸脱等して火薬類の製造を行っていた事案が判明しました。

詳細については、今後立入検査を行い、確認する予定ですが、現時点においては、①許可を受けた停滞量を超える火薬量を危険工室に存置していた、②許可を受けた範囲を逸脱した成分配合比で製造していた、③許可申請をしていない設備を使用していた、との報告を受けています。

また、火薬類の製造業者に関しては、昨年発生した事故において、出火した物置が変更許可申請をしないまま設置されていた、という事案もあります。

つきましては、貴職におかれましては、管内の火薬類の製造業者に対し、法令遵守の徹底を改めてご指導いただくよう、宜しくお願いいたします。